

5/31

1997年6月2日

建設大臣
北海道開発庁長官
北海道開発局長
北海道知事

様

(社)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

去る5月31日に開催された当協会の1997年度通常総会において、「千歳川放水路計画を白紙撤回し他の方法による治水対策を求める決議」が採択されましたので、送付いたします。

千歳川放水路計画を白紙撤回し他の方法による治水対策を求める決議

千歳川放水路計画は、日本海へ流れ出る千歳川の流路を太平洋側に変える、きわめて大規模な自然改変事業です。この放水路計画が実施されると、すぐれた自然環境を誇る美々川やウトナイ湖に重大な悪影響を与え、また放水路河口部沿岸の豊かな漁場に壊滅的な被害を与えるなどの影響が予測されます。

しかし北海道開発局は、約 200億円にも及ぶ莫大な調査費を使いながら、自然環境や農・漁業に与える悪影響を除去できる有効な対策を打ち出せないまま、十数年が経過してしまいました。そのことは、この計画に根本的な無理があることを示しているものです。

最近に至り、政府の予算要求にからんで千歳川放水路計画が暗礁にのりあげると、関係者による「円卓会議」で事態を打開する動きが、にわかには浮上してきました。しかしながら十数年前、この放水路計画が立案されたときは、流域の人々はもちろん、関係者にも知らされず、情報非公開、住民不参加で、行政による「はじめに放水路ありき」が決められた経緯があります。本当に「円卓会議」が必要だったのは、計画立案の時点ではなかったのでしょうか。

この度、建設省および北海道開発庁は、本年度の千歳川放水路調査費の約5割を凍結し、関係者が「円卓会議」を開いてコンセンサスを得るよう促しています。しかし仮に円卓会議が開かれても、千歳川放水路計画の問題点の議論は、過去十数年間の蒸返しであり、コンセンサスが得られる展望はまったく開けていません。

その一方、千歳川流域の治水対策は必要であり、一刻も早く実施されるべきことは論を待たぬところであります。

したがって私たちは、千歳川放水路計画を白紙撤回し、放水路によらない総合的な治水対策を検討する場を早急に設けるよう、建設省および北海道開発庁に対して求めるものであります。

以上、北海道自然保護協会の1997年度通常総会にあたり、決議いたします。

1997年5月31日 社団法人 北海道自然保護協会通常総会出席者一同

(1997年5月12日 北海道自然保護協会メモ)

A 道からの円卓会議参加打診への回答

- ①北海道自然保護協会としては、4月16日づけ「要望」の態度に変更がない
- ②道として「要望」の線に沿うよう努力してほしい
- ③その結果（「要望」に対する）を文書回答していただきたい

（要望は8団体で出したが、打診があったのは道協会だけのようなので、道協会としては、他の7団体に経過説明するためにも文書回答が必要）

B 私たちは、なぜ千歳川放水路計画の「白紙撤回」と「放水路によらない治水対策の検討」を求めるのか

1 千歳川放水路計画は問題があり容認できない

- (1) 日本海から太平洋に流路を変える大規模な自然改変
- (2) 美々川・ウトナイ湖などの自然環境にきわめて重大な影響
- (3) 漁業に壊滅的な被害、農業など地域産業にも悪影響
- (4) 放水路で得られる利益より失われるものの価値の方が大
- (5) 「自然にやさしい開発」「持続可能な開発」とは無縁

2 なぜ「見直し」が必要となったのかを問い直すと

- (1) 計画立案以来15年間も実現できなかったのは、自然保護や漁業サイドの主張に対し、開発局が納得できる説明をできなかったため
- (2) したがって、放水路は実現できないという結論が実質的に出ていると同然
- (3) それなのに円卓会議で放水路を議題にしても、15年間の蒸返して無意味
- (4) だから「放水路によらない治水対策」を検討するのが当然

3 道民世論の意向なども放水路に反対

- (1) 道民の多くも放水路計画に反対という世論調査結果が明らかに
- (2) 河川事業は「自然環境尊重」「ダム開発は終わった」というのが時代の新潮流
- (3) 放水路計画は情報不公開・住民不参加でスタート、行政による「はじめに放水路ありき」はまず白紙撤回してから治水対策を議論するのが筋
（伝えられる「当面は白紙」「いったん白紙に戻す」では放水路の再論議が必至）

北海道知事 堀 達也 様

「時のアセスメント」に関する公開質問状

- ①堀知事が提起している「時のアセスメント」は、道の公共事業を見直すための今回限りの措置なのか、あるいは今後とも長期にわたって恒常的に動いていく行政の仕組みなのか。
- ②報道によれば、3月21日の政策会議において士幌高原道路の建設を含む六事業を「時のアセスメント」の対象事業として決定したと伝えられているが、どのような問題があって道民に公表されないのか。
- ③同じく報道によれば、議会答弁において、地元の首長と議会の同意がなければ「時のアセスメント」の対象事業にしない、という道の考えが伝えられているが、これは事実なのか。
- ④「時のアセスメント」の対象にする事業を選定することと、事業の存続（継続・凍結・中止など）を検討することは別問題ではないか。また、事業の選定は知事の総合的な判断によって、行うべきではないのか。
- ⑤事業を選定した後、どのように議論を煮つめていくのか、その手続き（地元や関係団体の参加を含めて）を明確にしなければ、アセスメントの運用は入口の段階で混乱する。どのような運用の手続きを考えているのか。

1997年4月24日

北海道自然保護協会会長 俵 浩三
十勝自然保護協会会長 及川 祐
北海道自然保護連合代表 稲田 孝治

回答は今月末までに北海道自然保護協会（札幌市中央区北3西11
加森ビル5）まで、お送りください。